

平成23年さいたま市議会12月(11月繰上げ)定例会提出議案一覧

合計40件(予算議案4件・条例議案17件・一般議案13件・道路議案2件・人事議案4件)

予算議案

議案第142号～議案第145号

(内容)

- ・平成23年度さいたま市一般会計補正予算(第7号)
- ・平成23年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- ・平成23年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算(第1号)
- ・平成23年度さいたま市下水道事業会計補正予算(第3号)

条例議案

議案第146号 さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・市民・スポーツ文化局区政推進室)

さいたま都市計画事業南平野土地区画整理事業の換地処分の公告及び町の区域を新たに画する旨の告示が行われ、平成23年10月8日から効力が生じたことにより、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・区域の表記の変更
- ・岩槻区の区域に「南平野1丁目から南平野5丁目まで」を加えるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第147号 さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・総務局人事部厚生課)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う所要の改正を行い、その他規定の整備を行うもの。

(内容)

- ・規定の整備
- ・条例で引用している障害者自立支援法第5条「第6項」を「第7項」に、地方公務員災害補償法「第45条、第46条及び第46条の2(船員である職員に関する部分に限る。)」を「第45条及び第46条」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第148号 さいたま市営北与野駅北口地下駐車場事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
(所管課所・都市局都市計画部都市交通課)

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場の建設時における借入金の償還が平成23年度末で終了するため、条例を廃止するもの。

(施行期日) 平成24年4月1日

議案第 1 4 9 号 さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・財政局税務部税制課)

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 個人市民税の寄附金税制の改正

- (1) 平成 2 4 年度分以後の個人市民税について、寄附金税額控除の適用下限額を 5 千円から 2 千円に引き下げるもの。
- (2) 控除対象寄附金の拡充に伴い、申告規定の整備等を行うもの。

2 個人市民税の金融証券税制の改正

- (1) 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の特例を 2 年延長するもの。
- (2) 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例の施行を 2 年延長するもの。

3 過料の引上げ等

- ・ 不申告等に関する過料について、3 万円から 1 0 万円への上限額の引上げ等を行うもの。

(施行期日) 公布の日 (1 については平成 2 4 年 1 月 1 日、3 については公布の日から起算して 2 月を経過した日)

議案第 1 5 0 号 さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局まちづくり推進部市街地整備課)

租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 事務の根拠規定の削除

- (1) 特定民間再開発事業認定の申請に対する審査事務の根拠規定のうち、租税特別措置法施行令「第 3 9 条の 7 第 9 項」を削るもの。
- (2) 地区外転出事情認定の申請に対する審査事務の根拠規定のうち、租税特別措置法施行令「第 3 9 条の 7 第 1 1 項」を削るもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 1 5 1 号 さいたま市浦和ふれあい館条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

障害者基本法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 さいたま市浦和ふれあい館条例の一部改正

- ・ 条例で引用している障害者基本法「第 2 条」を「第 2 条第 1 号」に改めるもの。

2 さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の一部改正

- ・ 障害者基本法の障害の定義の見直しに伴い、同法を引用している条例の障害の定義について、規定の整備を行うもの。

3 さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例の一部改正

- ・ 条例で引用している障害者基本法「第 2 1 条」を「第 2 4 条」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第152号 さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課)

さいたま市立土合放課後児童クラブの建替えによる移転に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 位置の変更
 - ・ さいたま市立土合放課後児童クラブの位置を「南元宿1丁目20番5号」から「南元宿1丁目11番1号」に改めるもの。

(施行期日) 平成24年1月4日

議案第153号 さいたま市水質汚濁防止法に規定する特定事業場に係る排出水の汚染状態の測定の回数を定める条例の制定について

(所管課所・環境局環境共生部環境対策課)

水質汚濁防止法施行規則の一部改正により、特定事業場に係る排出水の汚染状態の測定回数について、同規則で定める回数より多い回数を条例で義務付けできることになったため、条例を制定するもの。

(内容)

1 排出水の汚染状態の測定回数

- ・ 特定事業場に係る排出水の汚染状態の測定回数について、有害物質取扱事業場にあつては1月に1回以上とし、それ以外の工場又は事業場にあつては排水量に応じて回数を定めるもの。

2 さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部改正

- ・ 特定事業場に係る排出水の測定等に関する規定を削除するもの。

(施行期日) 平成24年1月1日

議案第154号 さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・都市局都市計画部都市交通課)

さいたま市営大宮駅西口自転車駐車場の竣工に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 位置及び利用時間の変更

(1) 自転車駐車場の位置を「桜木町1丁目188番地1」から「桜木町1丁目185番地」に改めるもの。

(2) 自転車駐車場の利用時間を「終日」から「午前4時から翌日の午前1時45分まで」に改めるもの。

(施行期日) 平成24年4月1日等

議案第155号 さいたま市しらさぎ荘条例を廃止する条例の制定について

(所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部市民総務課)

建物の老朽化、利用者数の減少等に伴い、さいたま市しらさぎ荘を廃止するため、条例を廃止するもの。

(施行期日) 平成24年4月1日

議案第156号 さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の制定について

(所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ推進課市民活動支援室)

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、指定都市の長が所轄庁になることとされたため、法律の施行に関する事項を定める条例の制定を行うもの。

(内容)

- 1 特定非営利活動法人に係る認証制度
 - ・ 設立、定款の変更及び合併の認証申請に関し手続を定めるもの。
- 2 認定特定非営利活動法人に係る認定制度
 - ・ 認定の申請に関する手続並びに役員報酬規程等の提出及び公開に関し定めるもの。
- 3 仮認定特定非営利活動法人に関する規定の準用
 - ・ 仮認定特定非営利活動法人について、2の規定を準用するもの。

(施行期日) 平成24年4月1日

議案第157号 さいたま市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ企画課)

スポーツ振興法の全部改正によるスポーツ基本法の制定に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
 - ・ 条例で引用しているスポーツ振興法「第18条第2項」をスポーツ基本法「第31条」に、スポーツ振興法「第4条第4項及び第23条」をスポーツ基本法「第31条及び第35条」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第158号 さいたま市市民の森条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・経済局経済部見沼グリーンセンター)

さいたま市見沼グリーンセンター市民農園に、新たな区画として第2農園を設置するため、所要の改正を行い、その他規定の整備を行うもの。

(内容)

- 1 利用期間の追加
 - ・ 第2農園の利用期間は、4月1日から翌年の3月10日までとするもの。
- 2 使用料の追加
 - ・ 第2農園の使用料は、年1万2,500円とするもの。

(施行期日) 平成24年4月1日等

議案第159号 さいたま都市計画事業南平野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所)

さいたま都市計画事業南平野土地区画整理事業の換地処分公告及び町の区域を新たに画する旨の告示が行われ、平成23年10月8日から効力が生じたことにより、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 施行地区に含まれる地域の名称の変更
- ・ 施行地区に含まれる地域の名称について、「大字南平野字清賀、字丸田、字中通丸田、字深町及び字下六反並びに大字長宮字前田の各一部」を「南平野 1 丁目から南平野 5 丁目まで」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 1 6 0 号 さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部建築行政課)

さいたま都市計画地区計画の変更に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 地区整備計画の変更等に伴う建築物の制限の変更
 - (1) 岩槻駅東口地区地区整備計画区域及び浦和駅西口南高砂地区地区整備計画区域内における建築物の敷地面積の最低限度の要件から、公衆便所等公益上必要な建築物を除外するもの。
 - (2) 浦和駅西口南高砂地区地区整備計画区域内における建築物の外壁等から敷地境界線等までの距離の制限について、その距離が 4 メートル以上とする制限を廃止するもの。

(施行期日) 平成 2 4 年 1 月 1 日

議案第 1 6 1 号 さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部住宅課)

障害者基本法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
 - ・ 条例で引用している障害者基本法「第 2 条」を「第 2 条第 1 号」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 1 6 2 号 さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局総務部消防総務課)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
 - ・ 条例で引用している障害者自立支援法第 5 条「第 6 項」を「第 7 項」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

一般議案

議案第163号 川越線指扇駅南北自由通路設置工事委託契約について

(所管課所・都市局まちづくり推進部日進・指扇周辺まちづくり事務所)

(内容)

- 1 契約の目的
川越線指扇駅南北自由通路設置工事
- 2 契約の方法
随意契約
- 3 契約金額
8億7,900万円
- 4 契約の相手方
東日本旅客鉄道株式会社大宮支社

議案第164号 訴えの提起について

(所管課所・建設局建築部住宅課)

市営住宅の入居名義人である母親の退去に当たって条例等に定められた入居者の地位の承継の手續を行わず、正当な権原なく市営住宅を占有した状態を続け、及び再三にわたる明渡しにも応じない者に対し、市営住宅の明渡し等を求める訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 請求の趣旨
 - ・ 相手方に対し、市営住宅の明渡し、損害金及び訴訟費用の負担を求める。
- 2 訴訟遂行の方針
 - (1) 市営住宅を明け渡し、及び損害金を支払う旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。
 - (2) 判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第165号 指定管理者の指定について(さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター及びさいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘)

(所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ推進課)

さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター及びさいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内南區別所7丁目20番1号	さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター
	さいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都中央区築地四丁目1番17号
- (2) 名称 オーエンス・アイルグループ
- (3) 代表者 株式会社オーエンス 代表取締役 大木 一雄

3 指定する期間

平成24年5月7日から平成28年3月31日まで

議案第166号 指定管理者の指定について（さいたま市立野田放課後児童クラブ）
（所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課）

さいたま市立野田放課後児童クラブの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内緑区大字上野田16番地
- (2) 名称 さいたま市立野田放課後児童クラブ

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 小野 博也

3 指定する期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

議案第167号 指定管理者の指定について（さいたま市ホテル南郷）

（所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部市民総務課）

さいたま市ホテル南郷の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 福島県南会津郡南会津町界454番地
- (2) 名称 さいたま市ホテル南郷

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 福島県南会津郡南会津町田島字後町甲3973番地1
- (2) 名称 みなみやま観光株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 渡部 龍一

3 指定する期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第168号 指定管理者の指定について（さいたま市六日町山の家）

（所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部六日町山の家）

さいたま市六日町山をの家の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 新潟県南魚沼市坂戸831番地2
- (2) 名称 さいたま市六日町山の家

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 新潟県南魚沼市塩沢1132番地1越光玄米蔵3F
- (2) 名称 六日町山の家運営特定企業体
- (3) 代表者 特定非営利活動法人南魚沼もてなしの郷 理事長 宮田 俊之

3 指定する期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第169号 指定管理者の指定について(さいたま市新治ファミリーランド)

(所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部市民総務課)

さいたま市新治ファミリーランドの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 群馬県利根郡みなかみ町相俣159番地1
- (2) 名称 さいたま市新治ファミリーランド

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内見沼区大和田町2丁目1321番地2
- (2) 名称 首都圏建物サービス協同組合
- (3) 代表者 代表理事 田部井 功

3 指定する期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第170号 指定管理者の指定について(さいたま市見沼ヘルシーランド)

(所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部市民総務課)

さいたま市見沼ヘルシーランドの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内緑区大字大崎322番地1
- (2) 名称 さいたま市見沼ヘルシーランド

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内中央区新都心11番地2さいたま新都心LAタワー30F
- (2) 名称 クリーン工房・さいたま管理システム連合体
- (3) 代表者 株式会社クリーン工房 代表取締役 川鍋 大二

3 指定する期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第171号 指定管理者の指定について(さいたま市農村広場)

(所管課所・経済局経済部見沼グリーンセンター)

さいたま市農村広場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内見沼区大字宮ヶ谷塔765番地
- (2) 名称 さいたま市農村広場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内中央区新都心11番地2さいたま新都心LAタワー30F
- (2) 名称 株式会社クリーン工房・株式会社芦川産業共同事業体
- (3) 代表者 株式会社クリーン工房 代表取締役 川鍋 大二

3 指定する期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

議案第172号 指定管理者の指定について（さいたま市大宮花の丘農林公苑）

（所管課所・経済局経済部大宮花の丘農林公苑）

さいたま市大宮花の丘農林公苑の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 市内西区大字西新井124番地

(2) 名称 さいたま市大宮花の丘農林公苑

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 市内南区别所4丁目12番10号

(2) 名称 公益財団法人さいたま市公園緑地協会

(3) 代表者 理事長 船越 亮二

3 指定する期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

議案第173号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

（所管課所・総務局人事部人材育成課）

鳩ヶ谷市を廃し、その区域を川口市に編入したことに伴い、彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて、関係地方公共団体と協議するため、議決を求めるもの。

議案第174号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

（所管課所・保健福祉局福祉部年金医療課）

鳩ヶ谷市を廃し、その区域を川口市に編入したことに伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて、関係地方公共団体と協議するため、議決を求めるもの。

議案第175号 当せん金付証票の発売について

（所管課所・財政局財政部財政課）

平成24年度における当せん金付証票（宝くじ）を95億円の範囲内において発売するため、議決を求めるもの。

道路議案

議案第176号 市道路線の認定について

（所管課所・建設局土木部土木総務課）

（内容）

一般 131路線

開発 14路線 計145路線

議案第 177 号 市道路線の廃止について
(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	54 路線	
開発	0 路線	計 54 路線

人事議案

議案第 178 号 ~ 議案第 181 号 人権擁護委員候補者の推薦について
(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、議会の意見を求めるもの。